

# 工水受水設備設置基準

工水受水設備設置支援補助金交付要綱第4条の県が別に定める基準は、次のとおりとする。

## 1. 受水槽

容量	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用水量の時間変動を十分吸収できる容量を確保すること</li><li>・原則として2時間分以上であること</li></ul>
構造及び材質	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業者が必要とする水量を十分に供給できるとともに、自重、水の重量、水圧、水撃圧、地震力、土圧等に対して安定しており、将来の維持管理に支障のないものとする</li></ul>
大気開放	<ul style="list-style-type: none"><li>・大気開放のため通気口を設けること</li></ul>

## 2. 給水管

構造及び材質	<ul style="list-style-type: none"><li>・布設場所の地質、管の受ける内外圧、気候、管の特性、通水後の維持管理等を考慮し、最も適切なものを選定すること</li><li>・県が所管する配水管と同等以上の材質のものを選定することが望ましいこと</li><li>・必要に応じて防護工を施すこと</li></ul>
管径	<ul style="list-style-type: none"><li>・県が所管する配水管の計画最小動水圧時において、計画給水量を十分に供給できる大きさとする</li></ul>
付属設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・圧力変動を与えるろ過装置等の設置は原則認めないこと</li><li>・給水管を分岐する場合は、各分岐管に制水弁を設置すること</li></ul>
配管	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来の維持管理、事故等を考慮して、容易に作業、施工できるような設備にすること</li><li>・受水槽への流入について逆流を防止するため落とし込み式の配管とすること</li></ul>

## 3. その他

1及び2に掲げるもののほか、所管事業所長が必要と認める基準については、当該事業所長が別に定める。